

本部申17号 2021年度年末手当に関する申し入れ

JR東日本運輸サービス【JETS】に対して
申し入れ行おう！

(契約社員含む) 基本給月額

3.0ヶ月分

回答指定日 11月26日 支払指定日 12月10日

申し入れ項目

- 2021年度年末手当については、基本給月額の3.0ヶ月分（契約社員含む）とすること。なお、この要求の根拠は、以下のとおりとする。
（株）JR東日本運輸サービスで従事する組合員は、新型コロナウイルスの更なる感染拡大が懸念される中、地域社会生活を支えるべくエッセンシャルワーカーとしての使命と責任をもって自己研鑽を通じた業務品質の向上に努め「企業理念」である「JR東日本グループの一員として、その理念と行動指針を共有し、究極の安全を前提に、お客さまへ安心・正確な輸送と快適な移動空間を提供することで、グループの発展の一翼を担います」の実現に向けて取り組み、ご利用される方々へ信頼される企業づくりに全力を期してきたことに対して正当な評価を求めるものである。
- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクの不安と恐怖に晒されながらも、感染症予防対策等の徹底を図るとともに、地域の方々の暮らしを支える企業として社会的責任を果たすべく献身的に従事してきたことに対して「特別加算金」として10万円を支給すること。
- この要求に対する回答については、2021年11月26日までに行うこと。また、団体交渉の日時を速やかに調整し開催すること。
- 支払い指定日は、2021年12月10日までとすること。

感染リスクが高まる清掃などの構内業務、その中で奮闘する全ての仲間に対して、“満額回答”を！